

## Discussion Paper

どのような世帯が認可保育所に入所できたのか：  
入所・保留世帯に対するアンケート調査結果（上）

安藤道人 前田正子

Discussion Paper J-5-1

**Rikkyo Institute of Economic Research**



**Rikkyo University (St. Paul's University, Tokyo)**  
**3-34-1 Nishi-Ikebukuro, Toshima-ku**  
**Tokyo 171-8501, Japan**

---

どのような世帯が認可保育所に入所できたのか：  
入所・保留世帯に対するアンケート調査結果（上）\*

安藤道人<sup>†</sup> 前田正子<sup>‡</sup>

2019.11.8

要約

本論文では、待機児童問題を抱える自治体の認可保育所への入所申請世帯に対する全数アンケート調査結果を用いて、どのような世帯が認可保育所に入所しているのかを検証した。その結果、第一に、申請時に母親が常勤の就労者や育児休業中の場合には75%以上の入所率であるのに対して、母親がパート・アルバイト就労や自営業の場合には60%程度の入所率にとどまっており、求職中の場合の入所率は40%程度であった。第二に、母親の所得水準と入所率の関係については、母親の申請時の所得が高くなるほど入所率は上昇するが、一定以上の高所得の場合の入所率はむしろ低くなっていた。第三に、入所申請への対応として、「育児休業期間を希望よりも早めに切り上げた」世帯は、申請時に母親が育児休業中の世帯では約37%、申請時に母親が常勤で就労していた世帯では約20%おり、これらの世帯の入所率はそれぞれ約87%および90%程度であり、比較対象の世帯よりも入所率はそれぞれ12%ポイントおよび18%ポイント程度高かった。

---

\* 当研究は科学研究費助成事業（16K21743 および 17K03792）の補助を受けている。この場を借りて、多忙な時間の中、本調査にご協力頂いた回答者の方々にお礼を申し上げたい。また、本調査の実施に多大な支援を提供して頂いた山口慎太郎氏（東京大学）や A 市担当職員の方々、そしてリサーチアシスタントの三田匡能氏に対して、感謝の意をお伝えしたい。ただし当然のことながら、本稿の内容や内容に関する一切の誤りは筆者らの責に帰するものである。

<sup>†</sup> 立教大学経済学部 michihito.ando@rikkyo.ac.jp

<sup>‡</sup> 甲南大学マネジメント創造学部 m.maeda@konan-u.ac.jp

## 1. はじめに

1994年のエンゼルプランプレリウド開始以来、保育所整備は政府の政策目標として掲げられてきた。それから25年近くが経過し、少子化が一層進展しているにも関わらず、未だに待機児童が課題となっている。

認可保育所の定員と利用者は増えている。厚生労働省『保育所関連状況取りまとめ（4月1日）』各年版から保育の状況を見てみよう。各年の4月1日現在の数値をみると、子ども・子育て支援新制度が開始された2015年には定員250.6万人（利用者237.4万人）であったが定員はさらに拡大し、2017年に定員270.3万人（利用者254.7万人）、2019年に定員288.8万人（利用者268万人）となっている。日本全体でみると保育所は定員割れしている。だが、4月1日時点の待機児童数を見ると、2017年に26,081人だったものが、2019年には16,772人と減少しているが、いまだに待機児童はゼロにはなっていない。

待機児童が存在する背景には、第一に、保育所利用率が上がっていることがある。1～2歳児の保育所利用率は2011年には31%であったが、2019年には48%となっている。2019年時点で待機児童の75%が1～2歳児である（厚生労働省,2019）。第二に、これまで保育所利用率が低かった都市部に若い世代の流入し、かつ保育利用率が上昇するなど保育ニーズの伸びの地域的偏在がある。例えば2019年時点で100人以上の待機児童がいる基礎自治体は40である（厚生労働省2015、前田2017）。また第三に、出産しても就業を継続する者が増えている。『第15回出生動向基本調査』から第一子を出産した女性の状況を見ると、第一子を出産する前まで仕事を継続していた女性のうち、2010～14年にかけて出産した人では出産退職が46.9%、出産後も就業を継続する者が53.1%となっており、出産後も就業継続者の方が多数派となった<sup>1</sup>。

待機児童の問題がさらに複雑なのは、同じ自治体内であっても、入所審査は保育所ごとに実施するため、同一自治体で入所申請しても全員が同じ基準で入所判定をされるわけではないことである。駅に近い便利な保育所など、特定の保育所に入所希望者が集まる。そのため申請する保育所によっては、フルタイム勤務でありながら入所できない一方で、求職者でも入所できるケースもある。このような背景から、入所申請・審査の制度的な仕組みは公表されている一方で、その実態はほとんど明らかになっていない<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> ただし、出産前に就業している女性は出産した女性の72.2%であるため、出産後も就業も継続している人は、第一子を出産した女性全員の38.3%である。

<sup>2</sup> なお、公表されている待機児童数と、実際に保育所入所を申し込んで入れなかった子どもの人数は異なる。待機児童はいくつかの条件を満たした子どもだけであり、実際に申し込んで入れなかった保留児童（潜在待機児童を含む）はさらに多い。たとえば、前述したように2019年4月1日の全国での待機児童は約1.6万人であったが、この他に保育所に入所申請して保育所に入れなかった者、つまり潜在待機児童は約8万人いた。合わせて約9.6万人が保留児童ということになる（厚生労働省『保育所関連状況取りまとめ（平成31年4月1日）』）

そこで本稿では、保育所の入所申請の実態把握および入所世帯と保留世帯の比較を目的として実施されたアンケート調査結果を用いて、保育所入所に申請した世帯の属性と保育所入所の可否の関係を検証する。本稿が用いる調査は、ある自治体（以下、A市）において、2017年4月からの保育所入所の申請を行った全世帯を対象としたアンケート調査である。著者らの知る限り、自治体において、全入所申請世帯を調査対象としたアンケート調査は他には行われていない。

本稿は、本アンケート調査結果のうち、世帯（とりわけ母親）の属性と保育所入所率の関係についての検証結果を紹介するものである。具体的には、待機児童を抱えるA市において、世帯属性（とりわけ母親の就労に関する属性）によって入所可能性が大きく変わることや、育児休業期間を希望よりも早く切り上げない限り（場合によっては切り上げても）保育所入所が困難な世帯が少なからず存在することを、記述統計を用いた基本的なグループ間の比較で示していく<sup>3</sup>。

本稿の構成は以下の通りである。II節では本稿が用いるアンケート調査の背景を説明し、本稿の目的を記述する。III節は調査の概要の説明である。IV節は分析結果であり、VI節は結論である。

## 2. 調査の概要と本稿の目的

### 2.1. 調査の背景

各自治体によって膨大な数の子育てに関するアンケート調査が行われているが、保育所入所申請を行い、入所あるいは保留（待機）となった全世帯を対象としたアンケート調査は著者らの知る限り存在しなかった。そこで著者らは、ある都市部自治体（A市）の協力のもと、2017年4月にA市の認可保育所に入所するために入所申請をし、かつ調査実施時期に継続して市内に在住していた2203世帯を調査対象とした全数調査を実施した。

### 2.2. 調査対象

本調査は大都市圏内に位置し、いわゆる「待機児童問題」を抱える、人口30~50万人規模のA市において行われた。具体的には、A内の認可保育所に2017年4月に入所するために入所申請をし、かつ調査実施時期に継続して市内に在住していた2203世帯を調査対象とした全数調査である。兄弟ケースは1世帯としてカウントし、末子の状況について調査した。調査対象者世帯の2017年4月時点の状況は、調査対象の2203世帯のうち、認可保育

---

<sup>3</sup> なお安藤・前田(2019)では、入所世帯と保留世帯におけるその後の母親の就労・収入、回答者の抑うつ度、父親の家事・育児分担の比較分析を行っており、前田・安藤(2019)では自由記述の分析を行っている。

所（家庭的保育・小規模保育を含む）に入所できた入所世帯は 1493 世帯（約 68%）、入所できずに「保留」状態となった保留世帯は 710 世帯（約 32%）<sup>4</sup>であった。

### 2.3. 調査内容

調査表は A~H の 8 部構成及び自由記述である。A は子どもの生年月・性別・身長・体重やきょうだいや学区、B は世帯状況、C は保育所利用申請の理由（申請事由）、D は保育所利用状況、E は家族や祖父母の状況、F は育児家事分担・育児負担感・職場環境・身体症状・抑うつ度、G は子どもの発達状況、H は保護者の年齢・学歴・勤務先規模・昨年および今年の年収などを尋ねている。また B、D、E については、調査時だけでなく保育所利用申請時の状況も尋ねている<sup>5</sup>。なお、本調査を実施するにあたって、立教大学研究活動行動規範マネジメント委員会において研究倫理審査を受け、承認を受けている。

### 2.4. 調査の方法と回収率

調査は 2017 年 10 月に郵送で実施し、10 月時点の状況について回答を求めた。10 月は入所時期の 4 月から半年たち、生活ペースができていくだけでなく、次年度の入所申請が本格的に始まる前の時期だからである。1324 世帯から返送があり、回収率は約 60%となった。また回答世帯における調査時（10 月）の調査対象児童の認可保育所入所率（家庭的・小規模保育を含む）は約 74%であり<sup>6</sup>、上述した調査対象全世帯の 4 月時点の入所率（約 68%）より若干高かったものの、調査回答者が認可保育所への入所者や保留者に大きく偏ってはいなかった。

### 2.5. 本稿の目的

本稿では「どのような世帯が入所できたのか」という問いに絞って検証結果を提示する。具体的には、世帯属性別の保育所入所率を計算し、どのような世帯が認可保育所に入所する傾向があったのかを検証する。どのような世帯が保育所入所しやすいかは、各自治体が公開している「利用調整指数」（後述）の算定基準表よりある程度推測できる。しかし、その実態を明らかにした調査は管見の限り存在せず、有用な情報であると考えられる。なお本稿では、A 市の入所申請について基礎的な記述統計を提供することを第一の目的としており、詳細な計量分析は別稿に譲りたい。

---

<sup>4</sup> なお、この保留(児童)とは「はじめに」に述べたように待機(児童)と同義ではない。待機児童はこの入所できなかった保留児童より少なくなる。

<sup>5</sup> 調査票のうち公開可能な部分については著者(安藤)のウェブサイトに掲載している。

<sup>6</sup> なお「調査時の保育所利用」についての質問に対する有効回答数は 1299 であり、そのうち当該項目の回答と自由回答との間に矛盾がみられた 7 世帯については、自由回答に合わせて回答を修正している。

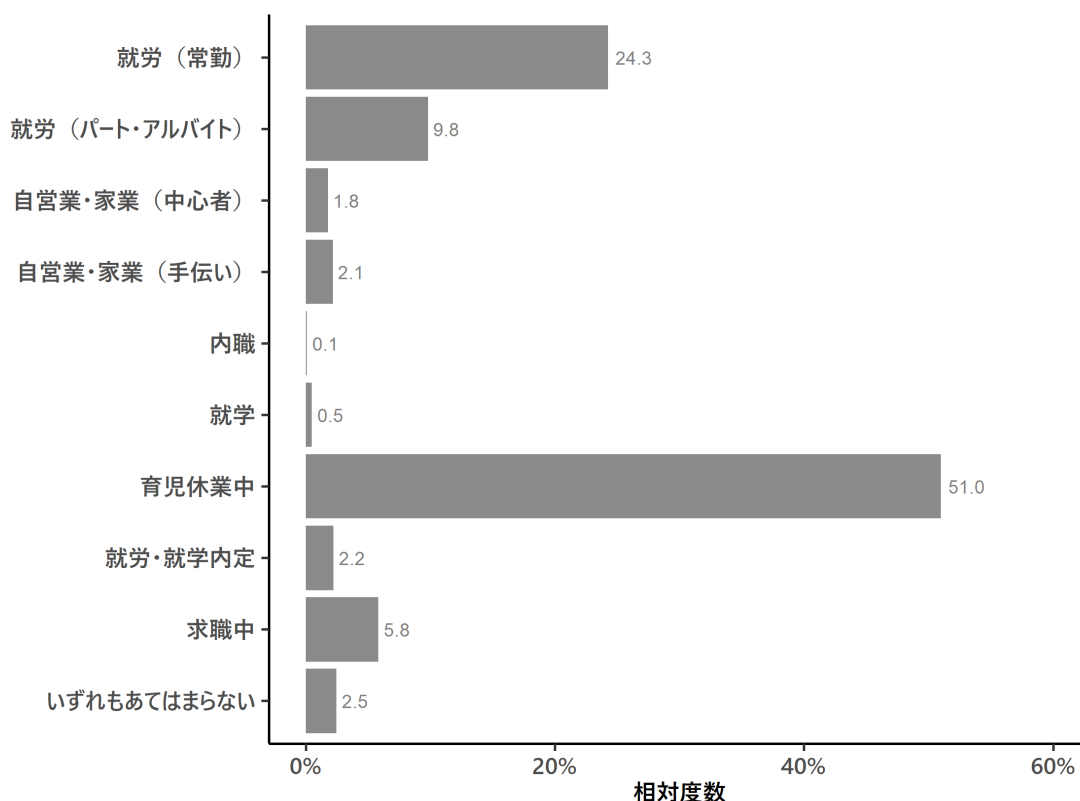
### 3. 調査結果

#### 3.1. 母親の申請時の状況及び申請事由

本調査では、「最も子育てに関わっている保護者」に回答を求めている。有効回答者（全1318人）の分布を見ると、「母親」が91.2%、次に多いのは「父親と母親」で5.5%であり、「父親」は1.3%であった。すなわち、回答者世帯において最も子育てをしている保護者は母親であるといえる。さらに回答者世帯の父親の9割以上は申請時に常勤の就労者であり、父親の就労状況が利用調整指数の世帯差に寄与する度合いが小さいこともわかった。つまり、保育所の入所審査において入所を左右するのは主に母親の就労状況であることから、まずは母親の就労に関する属性を明らかにする。

図1には申請時の母親の就業状況の分布を示している。最も多いのは育児休業中の約51%であり、次いで常勤で就労している者が約24%、パート・アルバイトでの就労が約10%となっている。つまり、すでに（育児休業中のものも含めて）就職している母親がほとんどであり、求職者は全有効回答者のうち6%程度しかいない。

図1 申請時の母親の就業状況の分布 (N=1306)

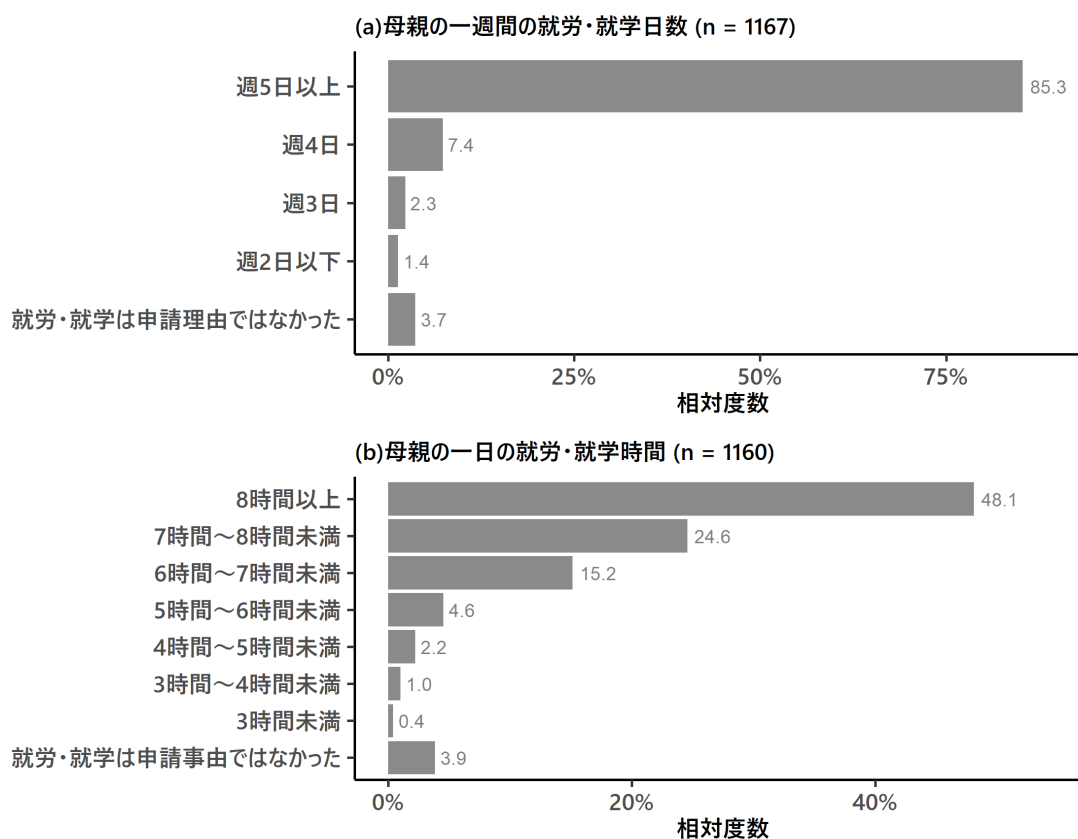


注) 横軸は相対度数（それぞれの項目の回答者数の合計数に対する割合）を示している。なお無回答の18人は計算から除いている。

図2には、保育所への申請事由として入所申請書に記載した(a)母親の一週間の就労・就学日数および(b)母親の一日の就労・就学時間の分布を記載している。まず就労・就学日数については、「週5日以上」で申請した者が約85%、「週4日」が約7%であり、これらを合わせて9割以上となる。一方、就労・就学時間については、「8時間以上」が約48%、「7時間以上～8時間未満」が約25%で、これらを合わせると7割以上となる。

ただし、図2の注に説明したように、本調査項目では、「昨年度の保育所利用申請書に記載した就労・就学日数/時間」ではなく、「申請時の実際の就労・就学日数/時間」を記載したと推察される回答が存在した。従って、実際には「週5日以上」や「8時間以上」として申請した世帯割合はより高いと考えられる。

図2 申請事由における母親の就労・就学状況の分布



注) 横軸は相対度数(それぞれの項目の回答者数の合計数に対する割合)を示している。調査票においては、紙面上の制約のため、「昨年度の保育所利用申請書に記載した理由」と「現在の状況」の就労・就学日数や就労・就学時間を同時に尋ねる形式をとらざるを得なかった。そのため、「昨年度の保育所利用申請書に記載した理由」を「申請時の実際の就労・就学状況」と誤解したと推察される回答が存在した。そのうち、明らかな誤解答である「現在、就労・就学していない」という回答は除いた。一方、就労・就学日数が「週2日以下」や就労・就学時間が「3時間未満」も、利用申請のための最低就労・就学日数と時間(A市では週3日以上で16時間、月64時間)を下回る可能性があり、誤解答である可能性が高いが、そのまま掲載している。

### 3.2. 母親の就労と入所率

保育所入所審査においては、申請した保育所ごとに、申請世帯が入所となるか保留となるかを判定する。入所審査においては恣意性を排除するために、保育ニーズを判定する「利用調整指数」が各自治体で作成される。表1にはA市の利用調整指数のうち、最も重要な就業日数・時間と利用調整指数（ここでは「基準指数」）の対応関係が記載されている。A市の場合、表1にあるように、例えば1日8時間以上・週5日の勤務であれば入所調整基準指数が90点となり、就労日数および時間の減少に従って基準指数が下がって行く。なお原則的には保護者2人の基準指数が合算され、ひとり親の場合は保護者の基準指数に110点が加算される。今回の調査では、多くの父親が最高点の90点であるため、基準指数の差は、おもに母親の基準指数による。

表1 A市での利用調整基準表（一部抜粋）

保護者の就労・就学状況		基準指数(就労・就学日数)		
		週5日以上	週4日	週3日
外勤 自営（中心者） 就学	1日8時間以上の就労（就学）	90	80	70
	1日7時間以上8時間未満の就労（就学）	85	75	65
	1日6時間以上7時間未満の就労（就学）	80	70	60
	1日5時間以上6時間未満の就労（就学）	75	65	55
	1日4時間以上5時間未満の就労（就学）	70	60	50
	1日3時間以上4時間未満の就労（就学）	65	55	45
自営（協力者）	1日8時間以上の就労	70	60	50
	1日7時間以上8時間未満の就労	65	55	45
	1日6時間以上7時間未満の就労	60	50	40
	1日5時間以上6時間未満の就労	55	45	35
	1日4時間以上5時間未満の就労	50	40	30
	1日3時間以上4時間未満の就労	45	35	—
上記に該当しない就労(就学)時間及び就労(就学)日数の場合		30		
内職		30		

出典) A市の保育所入所案内より、一部改変して抜粋。

この基準指数と、申請世帯の様々な状況を考慮して決定される調整指数を合算して、利用調整指数が決定される。その上で、保育所ごとに利用調整指数の高い世帯から入所を割り当られる。このとき、第一希望の保育所に入所できない場合は、第二希望の保育所において同様の利用調整（すなわち調整指数順の入所割り当て）の中で入所の可否が決まり、第二希



望の保育所にも入所できない場合は第三希望、第四希望の保育所と続くことになる<sup>7</sup>。また利用調整指数が同点の場合には、さらにいくつかの優先事由に基づいて入所の優先順位が決められる。A市においては、ひとり親家庭、兄弟がすでに市内保育所に入所、という順で8つの優先順位が設定されている。

この利用調整基準表に基づけば、どのような世帯が制度的に入所しやすいのかは概ね判断できる。一方で、同一市内であっても地域や保育所によって定員数や入所申請者の利用調整指数の分布は異なるため、どの地域に住んでいるか、どの保育所を希望するかによっても入所しやすさは変わる。したがって、世帯属性と入所しやすさの関係は必ずしも明らかではない。そこで以下では、利用調整指数の最も重要な規定要因である母親の就労状況別の入所率を検証する。

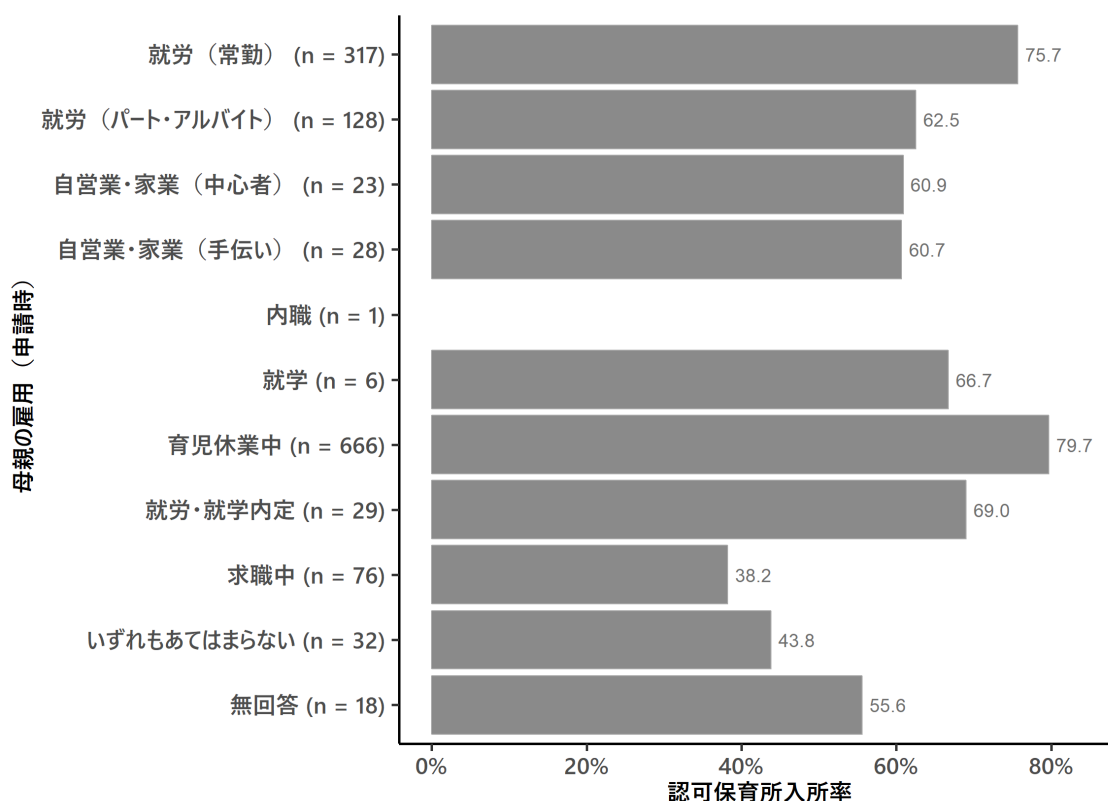
図3には、母親の申請時の就労状況別の認可保育所入所率を示している。なおここでの入所率とは、有効回答世帯数における、調査対象児童が市内と市外の認可保育所・認定こども園・家庭的保育・小規模保育に入れた世帯数の割合である。図3によると、母親が常勤の場合は約76%、育児休業中の者は約80%が入所している。逆に言えば、申請時にすでに常勤で就労している母親の4人に1人、育児休業中の母親の5人に1人は入所できていない。

また母親が申請時にパート・アルバイトや自営業の場合の入所率は約60%であり、常勤者や育児休業中の母親よりそれぞれ16%および20%ポイントほど低い。また就労・就学内定者の入所率は69%であるが、求職中の者の入所率は38%程度にすぎない。つまり、就職が内定していても3割強の者は認可保育園に子どもを預けられず、さらに求職活動をして再就職するために子どもを保育所に通わせたいと考えても、それが可能だった者は4割未満に過ぎない。なお自由記述でも、「子どもが入所できず仕事を辞めざるを得なかった」あるいは「内定していた仕事を断った」という内容が見られた。

---

<sup>7</sup> 子ども・子育て支援新制度における利用調整については自治体ごとの裁量的運用が認められているが、国としての考え方については、2014年8月27日付けの内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室の事務連絡の別添資料である内閣府(2014)に比較的详细に記載されている。

図3 母親の雇用状況別の認可保育所への入所率 (N=1324)



注) 認可保育所入所率とは、有効回答世帯数における、調査対象児童が市内・市外の認可保育所・認定こども園・家庭的保育・小規模保育に入所できた世帯数の割合である。「内職」の1世帯については、1世帯であるので入所率は計算していないが、認可保育所には入所していない。

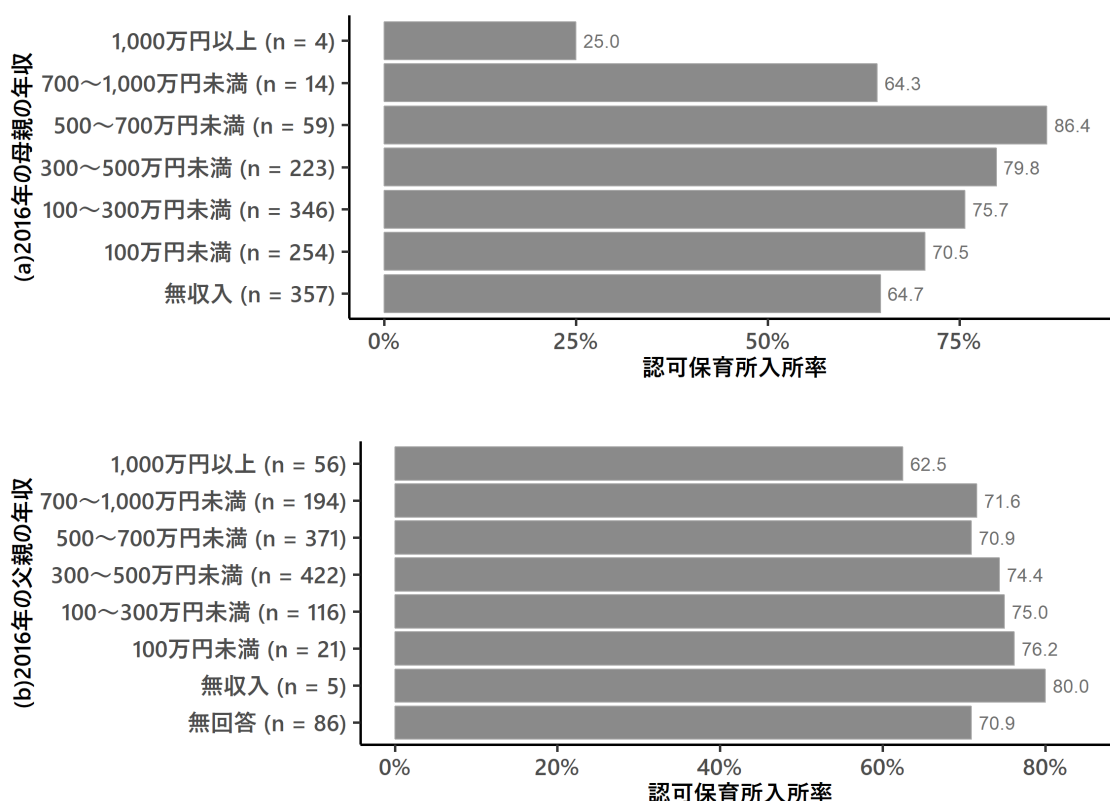
### 3.3. 世帯の所得水準と入所率

A市において、制度的には世帯の所得水準は利用調整指数の直接的な規定要因ではない。しかし、2つの異なる経路から所得と入所の可否とは関連が生じ得る。まず、就労日数や就労時間が長くなると、利用調整指数が高くなり、所得も高くなると考えられることから、母親の所得水準と入所率には正の相関が予想される。一方でA市では、利用調整指数が同点となり、かつ優先順位の判定に用いられる複数の項目にも差がなかった場合、最終的には世帯年収の低い者の入所が優先される。従って、とりわけ競争率が高い保育所を申請している場合、高所得世帯は入所しにくくなる可能性がある。

図4には、母親と父親の申請時(2016年)の年収カテゴリ別の入所率を掲載しており、上記の2つの相関が両方存在することを示唆している。まず母親の年収と入所率の関係(パネルa)に注目すると、500~700万円未満までは収入が上がるにつれて入所率は上がるが、700万円を超えると入所率は下がる。サンプルサイズが小さいために断定はできないが、前者は年収と利用調整指数の正の相関、後者は高年収により低い入所優先度を与えられた結果である可能性がある。

また、父親の年収と入所率の関係(パネルb)を見ると、年収が高いほど入所率が低くなる。この詳細な理由はこの図のみからは不明であるが、父親の年収が高いために世帯年収が高く、利用調整指数が同点であったときの優先度が高いことの影響かもしれない。なお、父親の年収が高い世帯ほど母親の常勤での就業率が低くなり、利用調整指数が低くなることも考えられたが、父親の年収と母親の就業の間にそのような明確な関係は見られなかった。

図4 保護者の年収別の認可保育所入所率



注) 認可保育所入所率の定義は 3.2 節および図 3 の注を参照。

### 3.4. 入所申請への対応と入所率

認可保育所に入所するために、一部の入所申請世帯は様々な工夫を凝らしていると言われる。また、必ずしも全ての入所申請世帯が入所を希望しているわけではなく、育児休業の延長のために保留(待機)状態になることを望んで申請する世帯もいると言われる。ここでは、このような入所申請に関する対応と入所しやすさの間に関係があるのかを検証する。入所申請への対応としては、以下の3点を取り上げる。

第一に、申請時の(申請書に雇用主が記載する)就労日数と就労時間の引き上げである。利用調整指数の算定において最も重要なのは就労日数と就労時間であるため、多くの申請世帯では、父親はもちろん、母親においても申請時の就労日数・就労時間を可能な限り引き

上げると考えられる。それでは、どのくらいの世帯が申請時の就労日数や就労時間を引き上げ、そのような対策は入所しやすさと関連しているかを検証する。

第二に、育児休業の切り上げである。待機児童問題のある自治体では、認可保育所への入所は、年度途中での入所は難しく、4月入所が事実上唯一の選択肢となっている。そのため、少なくない入所希望世帯は、育児休業期間の終了を待たずに保育所申請をしていると考えられる。さらにA市には、4月入所に合わせて育児休業を切り上げた世帯以外にも、利用調整指数の加算のためにさらに早く育児休業を切り上げた世帯もいると考えられる。なぜならA市では、育児休業を早めに切り上げて保留（待機）状況が半年を上回り、かつその間に認可外に子どもを預けている場合の利用調整指数の加算が、育児休業明けの職場復帰者への加算をわずかに上回るケースがあるからだ<sup>8</sup>。これらの育児休業の切り上げは、入所率の上昇に繋がっているかを検証する。

第三に、保留（待機）目的の申請である。実際の調査票では「育児休業の延長をしたかったが、そのためには保育所入所の保留（待機）になることが必要なので、待機状態になるために入所申請した」と尋ねている。つまり、基本的に1年間である育児休業を、「保育所に入所できない」という事由によって1年半まで延長するための申請をしたかどうかを直接聞いている<sup>9</sup>。どの程度の世帯がこのような保留目的に申請しており、これらの世帯の入所率はどの程度であったかを検証する。

なお、これらの入所申請に関する対応はパートやアルバイトの母親でも取りうるが、図3にあるように、パート・アルバイトの母親の入所率は、育児休業中や常勤で就労中の母親よりも低いため、両者をまとめて検証すると解釈が難しくなる。したがって以下では、申請時に母親が育児休業中であった世帯と、申請時に母親が就労（常勤）であった世帯それぞれについて、入所申請に対する対応の有無別に入所率を比較する。

まず図5によると、申請時に母親が育児休業中であった666世帯では、申請にあたって就労日数や就労時間を増やした者はそれぞれ全体の約3%（19/666）、4%（28/666）程度であり、「増やした」グループとそうでないグループの入所率の差も比較的小さい。そもそも多くの育児休業中の母親およびその雇用主は、実際の就労日数・時間の調整は入所決定（復帰確定）後に行うと考えられるため、申請時点で「就労日数・時間を増やした」と認識していた世帯は少なかったと考えられる。

一方、「育児休業を早めに切り上げた」世帯は約37%（246/666）であり、またそのような対応をした世帯の入所率は約87%であり、比較対象世帯よりも約12%ポイント高かった。

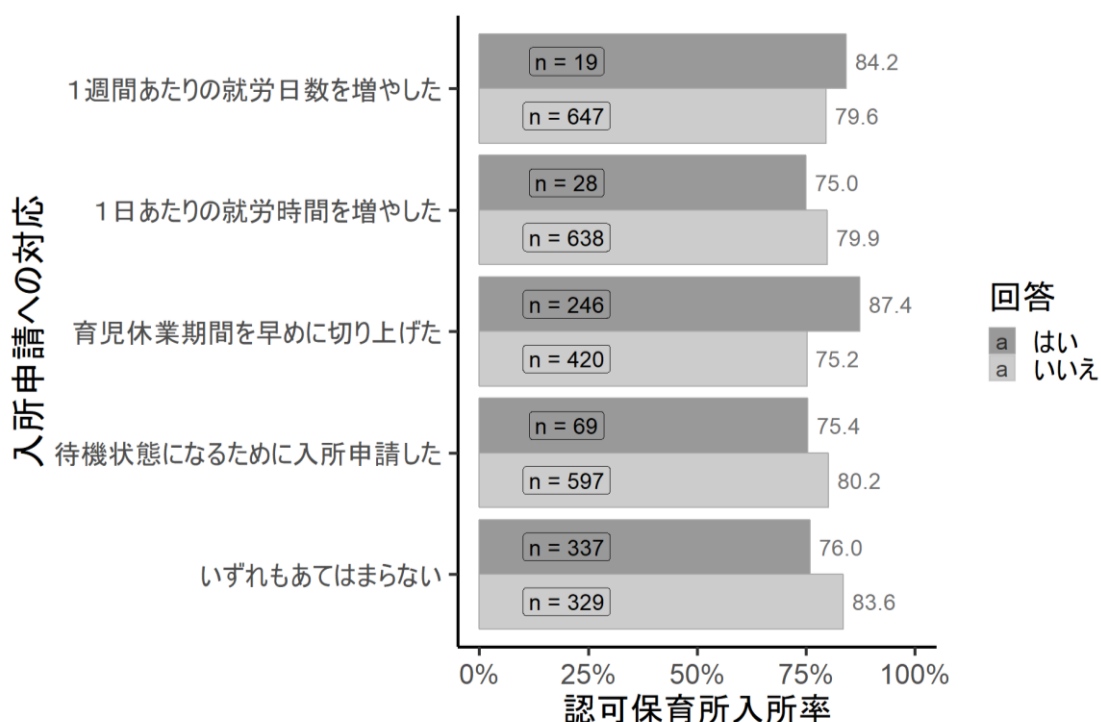
---

<sup>8</sup> 実際、補足のヒアリング調査によると、このわずかな加算の増加を見越して4月よりさらに早く子どもを認可外保育所に預けて職場復帰した世帯がいた。ヒアリング調査は、2018年8月に認可保育所に子どもを預けて職場復帰している母親や育児休業中の母親などのへのグループインタビューである。

<sup>9</sup> なお今回の調査対象者であった2017年4月を目指しての入所申請者は延長期限が1年半であったが、2017年10月より2年間に延長可能となった。

また、「待機状態になるために申請した」という世帯も約 12%（69/666）存在し、そうでない回答者よりも入所率は 5%ポイントほど低かった。

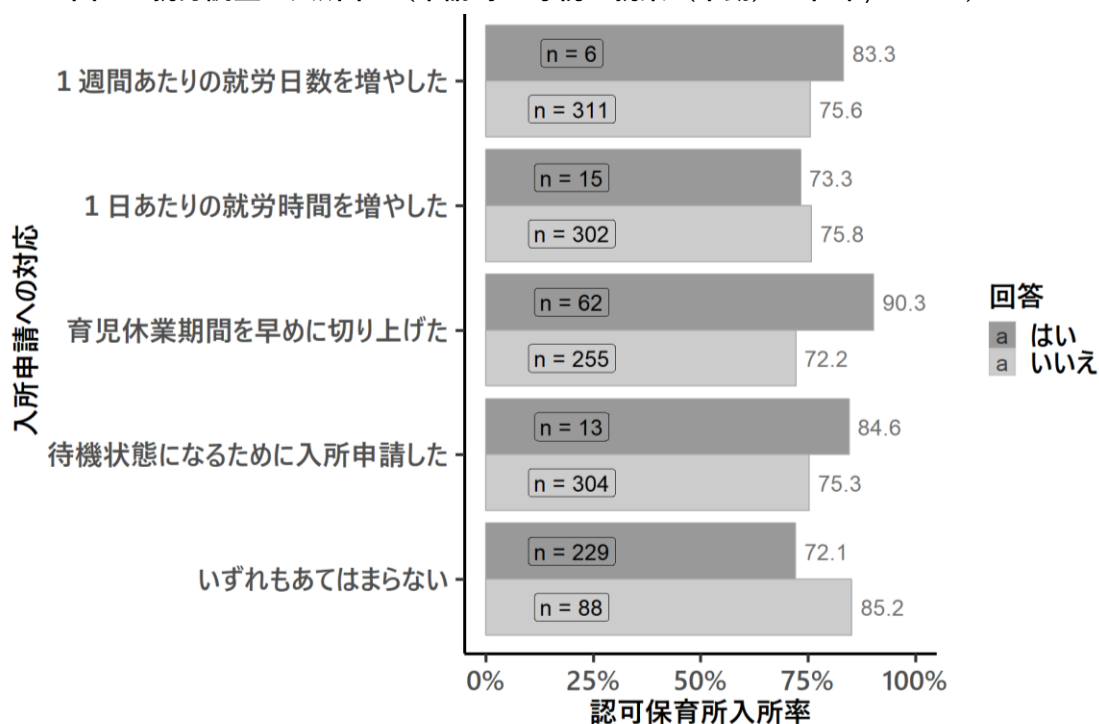
図 5 就労調整と入所率（申請時に母親が育児休暇中の世帯, n=666）



注) 質問票における文章は、「育児休業期間を早めに切り上げた」は「4月入所のために、育児休業期間を理想的な期間より早めに切り上げた」であり、「待機状態になるために入所申請した」は「育児休業の延長をしたかったが、そのためには保育所入所の保留（待機）になることが必要なので、待機状態になるために入所申請した」である。認可保育所入所率の定義は 3.2 節および図 3 の注を参照。

図 6 には、図 5 と同様のグラフを、申請時に母親が就業（常勤）であった 317 世帯のサブサンプルを用いて作成している。図 5 と同様、「就労日数・時間を増やした」世帯の割合は低く、観測数も少ないため、このような就労調整と入所率との関係は明確ではない。また、「育児休業期間を早めに切り上げた」世帯は約 20%（62/317）と図 5 よりも若干低いですが、入所率は約 90%であり、比較対象世帯よりも約 18%ポイントも高くなっている。最後に、すでに母親が常勤であるにもかかわらず「待機状態になるために入所申請した」世帯も 4%（13/317）存在するが、入所率は比較対象世帯よりもむしろ高くなっている。

図6 就労調整と入所率（申請時に母親が就業（常勤）の世帯, n=317）



注) 各項目については図5の注も参照。認可保育所入所率の定義は3.2節および図3の注を参照。

#### 4. 結語

本稿では、待機児童問題に直面する自治体における保育所入所申請世帯に対するアンケート調査結果を用いて、認可保育所への入所申請を巡る状況や、属性ごとの入所率の相違を検証した。本稿の分析結果は、待機児童を抱える自治体において、母親の就労状況や世帯年収と認可保育所への入所しやすさとの関係性を裏付けるものであった。また、申請時に母親が育児休業中や常勤で就業している世帯であっても、保育所への4月入所のために育児休業を早めに切り上げた（切り上げることでできた）世帯とそうでない世帯との間では、入所率に違いがあることも明らかとなった。

もちろん、本稿は単純な記述統計分析の結果にすぎず、これらの背景にあるメカニズムの検証にはより詳細な分析が必要である。しかし、入所申請世帯の属性や選択と保育所入所の可否の関係性についてはこれまでほとんど検証されておらず、本稿の結果は貴重なものといえる。

また本稿が用いたアンケート調査は、待機児童を抱える都市部の一自治体の保育所入所申請世帯を対象としたものであり、日本全体はもちろん、待機児童問題に直面する他の自治体の保育所入所申請世帯の特徴やその入所実態を表したものではない。したがって、本調査結果やその解釈を一般化することには留意が必要である。

一方で、自治体の保育所の利用調整制度の仕組みは全国で似通っており、また待機児童問題に直面する都市部自治体の子育て世帯が直面している問題には共通点も多い。したがって、他の都市部自治体においても、本調査において観察されたような保育所利用申請の実態や世帯属性別の入所率のばらつきが存在する可能性は高いと考えられ、本調査の知見を活かしたさらなる政策的検証が必要である。

## 参考文献

- 安藤道人・前田正子(2019)「認可保育所入所と就労・抑うつ・家事育児分担：入所・保留世帯に対するアンケート調査結果（下）」，立教大学経済研究所ディスカッションペーパー，J-5-2, 2019
- 厚生労働省（2015）『平成 27 年版厚生労働白書』  
—（2019）『保育所関連状況取りまとめ（平成 31 年 4 月 1 日）』  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000176137\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000176137_00009.html)
- 内閣府(2014)「子ども・子育て支援新制度における利用調整等について」  
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/pdf/s11-2.pdf>
- 前田正子（2017）『保育園問題』中央公論新社
- 前田正子・安藤道人(2019)「保育園・家事育児分担・ワークライフバランスをめぐる母親の苦悩：保育所入所申請世帯調査の自由記述から」，立教大学経済研究所ディスカッションペーパー，J-4, 2019